

参 考 資 料

[所 得 税]

平成 28 年 11 月 14 日 (月)

財 務 省

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」の概要

(今後の税制のあり方の検討にあたっての論点整理)

平成27年11月
政府税制調査会

- 本年6月30日に閣議決定された「骨太方針2015」（「経済財政運営と改革の基本方針2015」）においては、「将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築する」との方向性が示された。
- 当調査会では、これに先だって、平成26年11月に「一次レポート」（「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」平成26年11月7日・税制調査会）において「結婚し夫婦共に働きつつ子どもを産み育てるといった世帯」への配慮の重要性を指摘し、働き方の多様化等を踏まえ、より深く検討を行うべき課題を示した。「骨太方針2015」の方向性は、当調査会の問題意識と軌を一にするもの。

● 税制のあり方の検討にあたっての論点（個人所得課税）

- 結婚して子どもを産み育てようとする若年層・低所得層に配慮する観点からの所得控除方式の見直し
- 働き方の多様化や家族のセーフティネット機能の低下を踏まえた「人的控除」の重要性
- 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築

● 今後の検討にあたって

- 今後の中長期的な税制のあり方については、少子高齢化の進展や人口減少を踏まえ、勤労世代に負担が偏らず、資本蓄積を極力、阻害しないものとするのが重要。また、経済活動や資本移動のグローバル化を踏まえると、国境を越えて移動する所得に対する課税には限界があり、その中で、社会保障等の公的サービスの財源を安定的に確保していく必要。
- 国民が安心して暮らせる社会を構築するという目的は、個人所得課税及び資産課税の改革のみによって達することはできない。税制のみならず、教育再生や成長戦略の実行、社会保障制度や労働政策といった関連する制度・政策との連携を含め、総合的な対応が必要。
- 家族のあり方や働き方など国民の価値観に深く関わるものであることから、幅広く丁寧な国民的議論を期待。当調査会としては、本論点整理を踏まえ、中期答申に向けてさらに検討を深化。

配偶者控除の経緯

<配偶者控除の性格>

- ・ 納税者が、一定所得金額以下の配偶者を有する場合、その納税者本人の税負担能力（担税力）の減殺を調整する趣旨から、配偶者控除（所得税：38万円、個人住民税：33万円）が設けられている。

配偶者については、かつては1人目の扶養親族として扶養控除が適用されていたが、夫婦は相互扶助の関係にあって、一方的に扶養している親族と異なる事情があることなどに鑑み、昭和36年度に扶養控除から独立させて配偶者控除が創設された。

<配偶者控除・配偶者特別控除の沿革（所得税）>

	配偶者控除額	配偶者特別控除額	
昭和 36 年			
37	（扶養控除に代えて 配偶者控除を創設）	90,000円	
38		100,000円	
39		105,000円	
40		110,000円	
41		120,000円	
42		130,000円	
43		150,000円	
44		160,000円	
45		170,000円	
46		180,000円	
46 [当初 年内]		190,000円	
47		200,000円	
48		"	
49		210,000円	
50・51		240,000円	
52～55	260,000円		
56・57	290,000円		
58	"		
58	(30万円)	"	
59～61	330,000円	(昭和62年創設)	(本人の所得要件)
62	(38万円)	112,500円	800万円以下
63	"	165,000円	"
平成元～6	350,000円	350,000円	1,000万円以下
7	380,000円	380,000円	"
16～	"	"	"

- (注) 1. 上記の金額は平年ベースである。
 2. 58年の()書は、昭和58年分所得税の臨時特例法適用後のものである。
 3. 62年の()書は、昭和62年分所得税の臨時特例法適用後のものである。

所得税法（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

三十三 **控除対象配偶者** 居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（第五十七条第一項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、**合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。**

三十四 **扶養親族** 居住者の親族（その居住者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号（都道府県の採るべき措置）の規定により同法第六条の四第一項（定義）に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十一条第一項第三号（市町村の採るべき措置）の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもの（第五十七条第一項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、**合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。**

民法（抄）

（親族の範囲）

第七百二十五条 **次に掲げる者は、親族とする。**

- 一 六親等内の血族
- 二 配偶者
- 三 三親等内の姻族

（同居、協力及び扶助の義務）

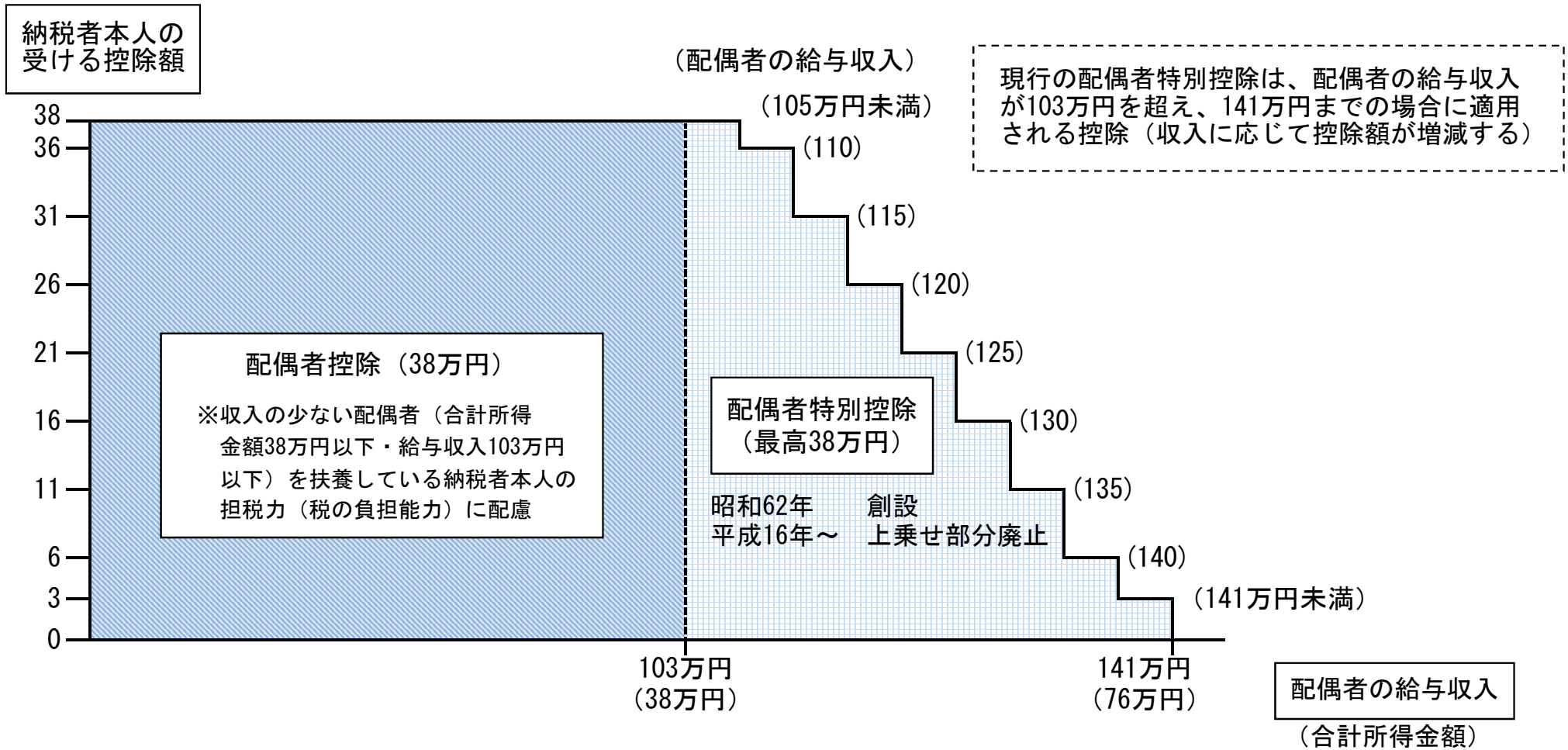
第七百五十二条 **夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。**

（扶養義務者）

第八百七十七条 **直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。**

- 2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。
- 3 前項の規定による審判があつた後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。

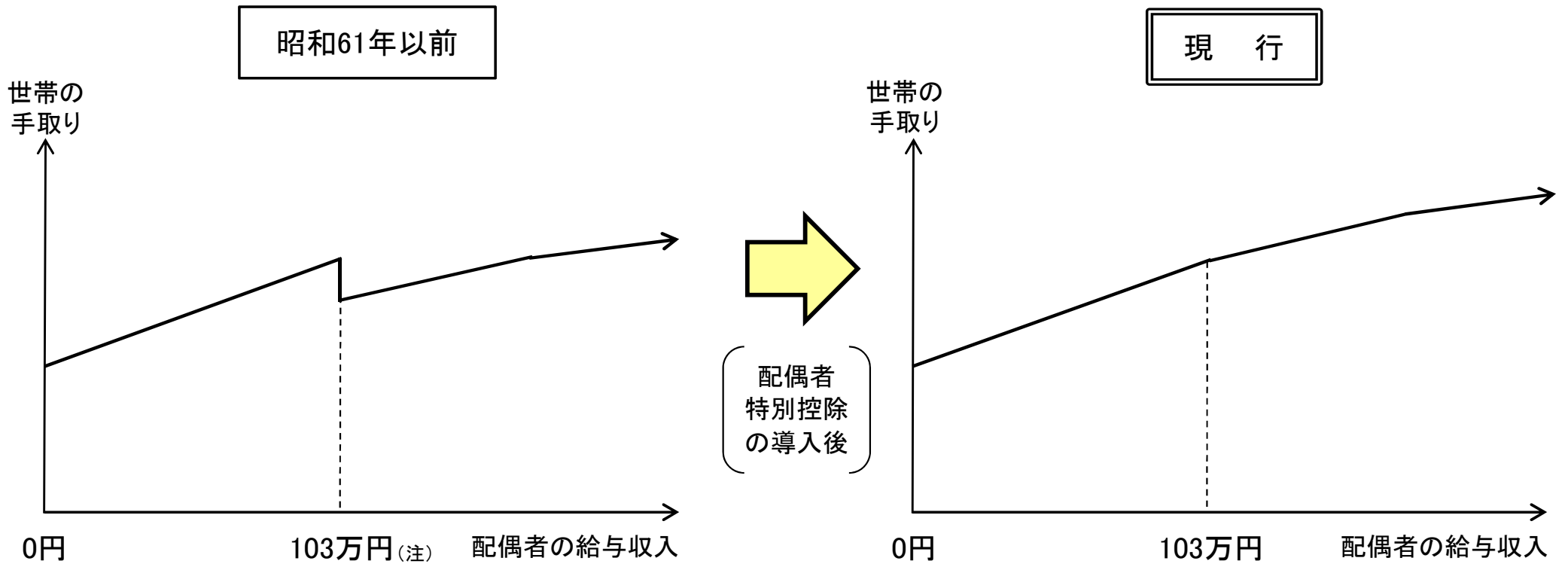
配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み



※ 配偶者特別控除は、控除を受ける納税者本人のその年における合計所得金額が1千万円超の場合は適用されない。

いわゆる「103万円の壁」について

配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが配偶者の就労を抑制する「壁」になっているとの指摘がある（いわゆる103万円の壁）。これについては、配偶者の所得の大きさに応じて控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除の導入により、配偶者の収入が103万円を超えても世帯の手取りが逆転しない仕組みとなっており、税制上の103万円の壁は解消している。



(注) 納税者本人が配偶者控除を受けることのできる配偶者の給与収入の限度額。ここでは「現行」のグラフとの比較の観点から103万円としているが、昭和61年当時は90万円。

民間における家族手当の支給状況について

(人事院「平成27年職種別民間給与実態調査」等により作成)

① 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する			配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
	配偶者の手当を見直す予定がある	配偶者の手当を見直す予定がない			
76.5%	(90.3%)	[5.9%]	[94.1%]	(9.7%)	23.5%

(注1) ()内は、家族手当制度がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

(注2) []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

② 配偶者の収入による制限の状況

配偶者の収入による制限がある	収入制限の額			配偶者の収入による制限がない
	130万円	103万円	その他	
[84.9%]	<25.8%>	<68.8%>	<5.4%>	[15.1%]

(注1) []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

(注2) < >内は、配偶者の収入による制限がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

③ 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,885円
配偶者と子1人	19,893円
配偶者と子2人	25,418円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

主要国における配偶者の存在を考慮した税制上の仕組み等について

(2016年1月現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
配偶者の存在を考慮した税制上の仕組み	配偶者控除 [38万円]	夫婦単位課税 (実質的な二分二乗方式)の選択	婚姻控除 ^(注1) [最大20万円]	夫婦単位課税 (二分二乗方式)の選択	世帯単位課税 (N分N乗方式) ^(注2)
課税単位	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税(実質的な二分二乗方式)の選択制	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税(二分二乗方式)の選択制	世帯単位課税 (N分N乗方式)
(参考) 私有財産制度	夫婦別産制	州により異なる	夫婦別産制	夫婦別産制 ^(注3)	法定共通制 ^(注4)

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド=187円(裁定外国為替相場：平成28年(2016年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

(注1) イギリスでは、配偶者の一方が自らの基礎控除(10,600ポンド：高所得者については控除額が逡減・消失)を全額使い切れなかった場合、その残額(最大1,060ポンド)を他方(給与所得者の場合、給与所得が31,785ポンド以下の者が対象)の基礎控除額に移転することができる(2015年4月導入)。なお、基礎控除額と婚姻控除の上限額については、2016年4月より、それぞれ11,000ポンドと1,100ポンドに引き上げられているほか、婚姻控除の対象となる者の給与所得額も32,000ポンド以下に引き上げられている。

(注2) フランスでは、家族除数(N)は単身者の場合1、夫婦者の場合2、夫婦子1人の場合2.5、夫婦子2人の場合3、以下被扶養児童が1人増すごとに1を加算する。

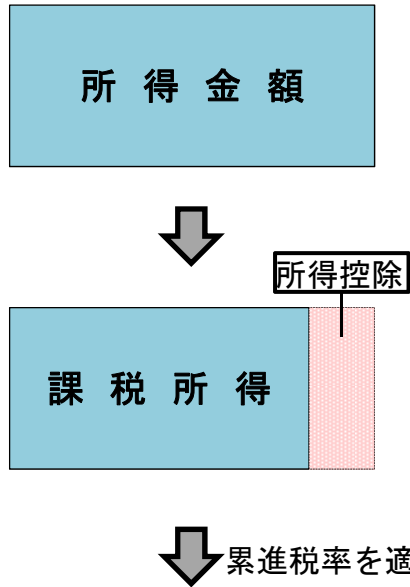
(注3) ドイツでは、原則別産制。財産管理は独立に行えるが、財産全体の処分には他方の同意が必要。

(注4) フランスでは、財産に関する特段の契約なく婚姻するときは法定共通制(夫婦双方の共通財産と夫又は妻の特有財産が並存する)。

所得控除方式に代わる諸外国の制度(例)

所得控除(日本)

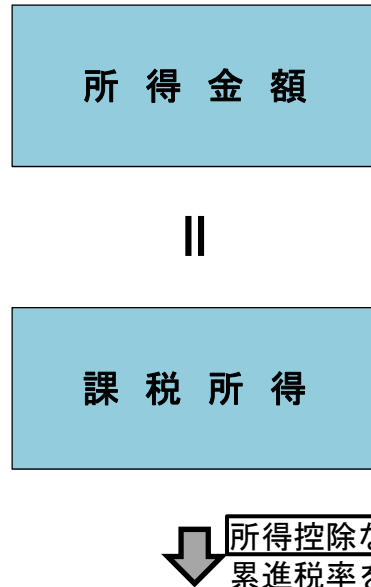
所得金額から控除を行うことで一定金額までの所得について税負担を求めないこととする方式



高所得者ほど大

①ゼロ税率(ドイツ・フランス)

課税所得の一部にゼロ税率を適用することにより税負担を求めないこととする方式

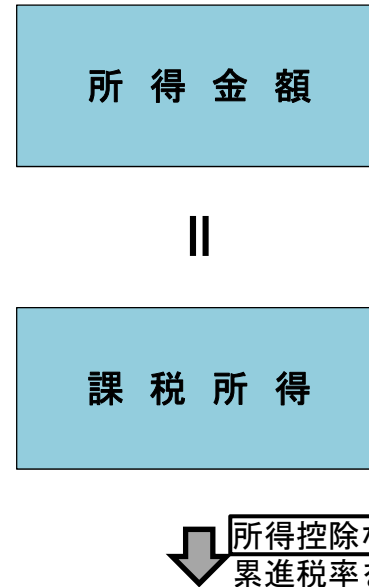


負担軽減

所得水準によらず一定

②税額控除(カナダ)

一定の所得金額に最低税率を乗じた金額を税額から控除することにより税負担を軽減する方式

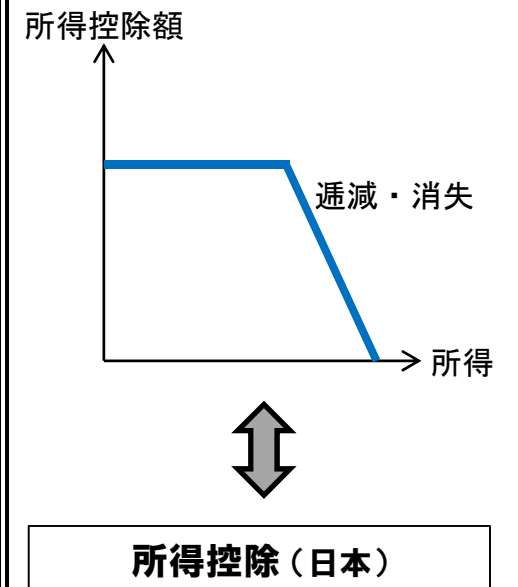


負担軽減

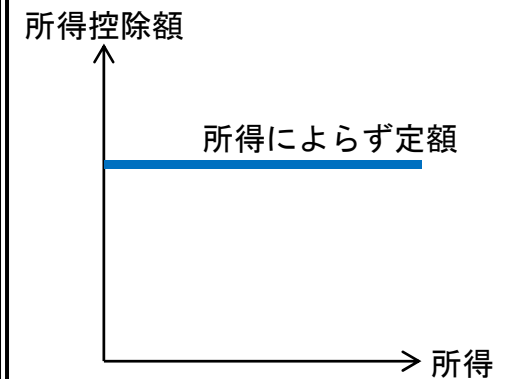
所得水準によらず一定

③所得控除(アメリカ・イギリス)

所得控除額に一定の上限を設け所得の増加に応じて控除額を逡減・消失させる方式

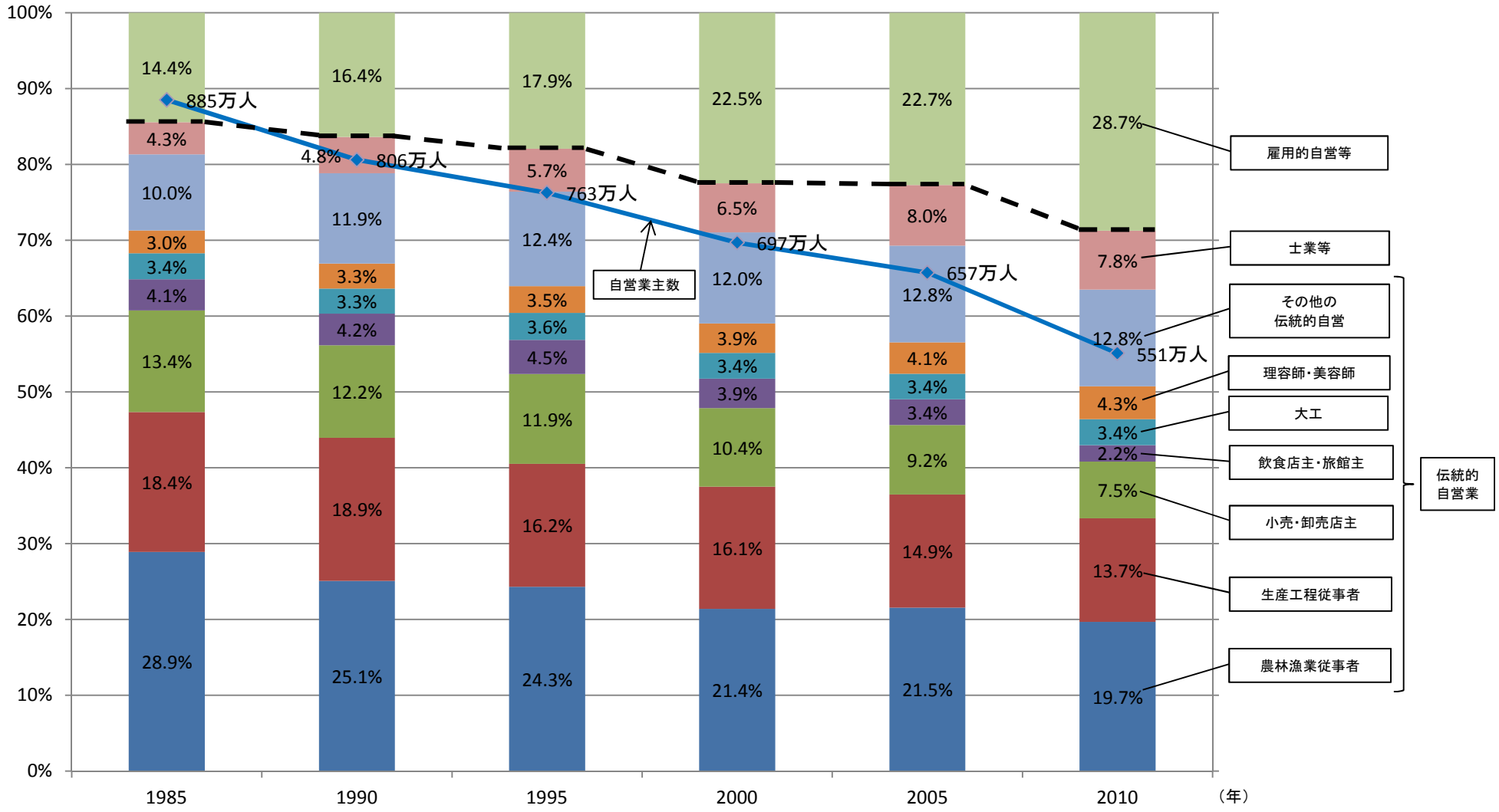


所得控除(日本)



職種別自営業主数及び構成比の推移

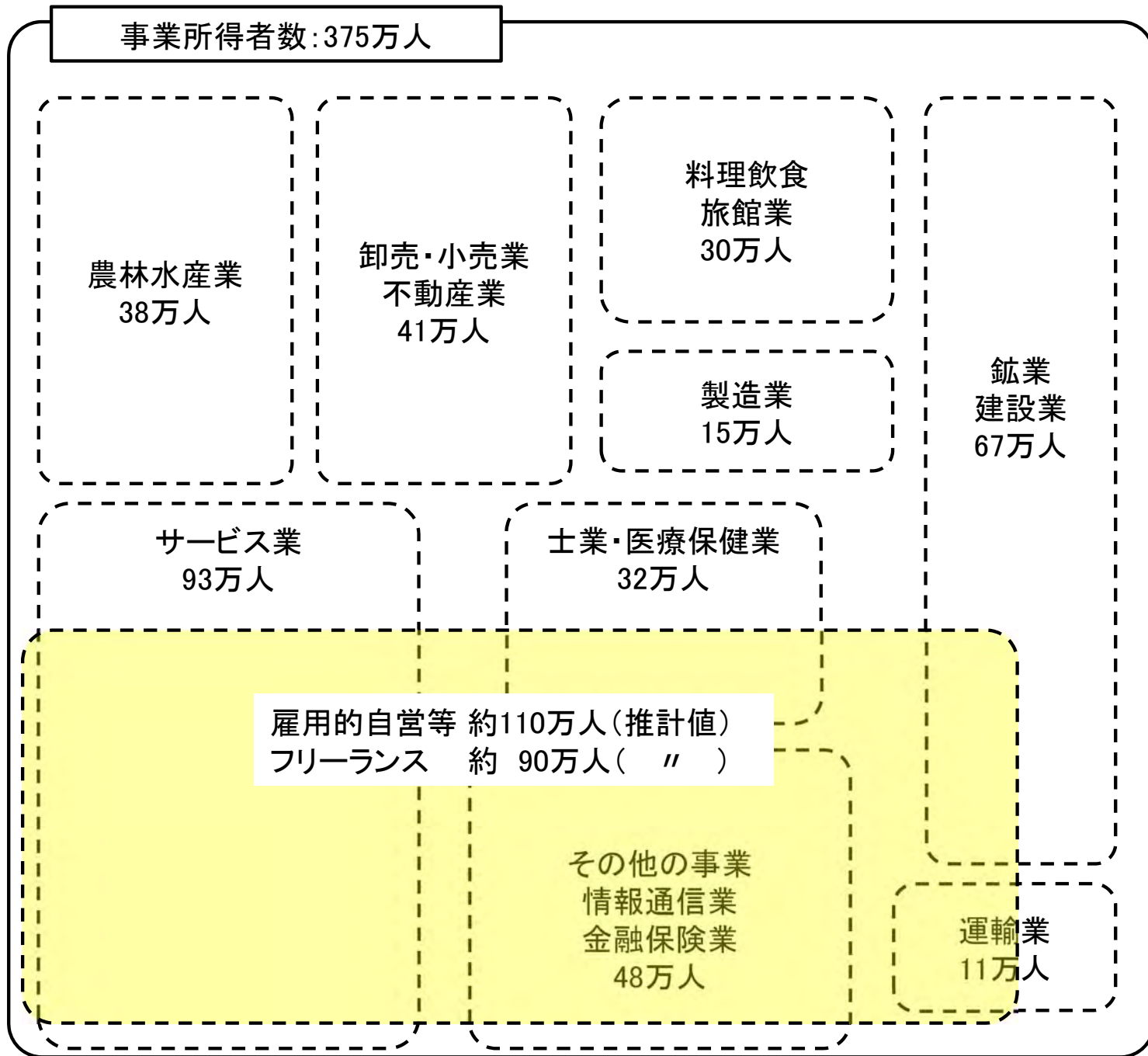
○ 自営業主を職種別で見ると、農林漁業従事者、生産工程従事者、小売・卸売店主といった「伝統的自営業」の割合が減少する一方、建築技術者、SE、保険代理人・外交員などの労働者に近い「雇用的自営業」の割合が増加している。



(出典) 総務省「国勢調査」

(備考) 「伝統的自営業」とは、農林漁業、製造業、小売・卸売店主など取引先との関係で使用従属性の低い従来型の自営業をいい、「士業等」とは、医師、弁護士、会計士・税理士、画家・芸術家など使用従属性の低い専門的職業をいい、「雇用的自営業等」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性の高い自営業主が多く含まれる職種をいう。この区分は、山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日 政府税制調査会資料)による。

事業所得者と「雇用的自営等」等との関係(イメージ)



- 事業所得者数 375万人
 - 税額あり: 164万人
 - 還付: 84万人
 - 税額なし: 127万人
- (出典) 国税庁「国税庁統計年報書(平成26年分)」
- (注1) 「事業所得者」とは、所得税の申告等を行った個人のうち、事業所得の金額が他のいずれの所得の金額よりも大きい人をいう。
- (注2) 「税額」とは、申告納税額をいう。
- 「雇用的自営等」である事業所得者の人数(推計値)
 - 約110万人
- (備考) 「雇用的自営等」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性(労働者性)の高い自営業主が多く含まれる職種をいう(山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日政府税制調査会資料))。
- (注) 上記の人数は「雇用的自営等」の個人業主数(約158万人)(総務省「国勢調査」)に事業所得者比率(※)を乗じて算出。
- 「フリーランス」である事業所得者の人数(推計値)
 - 約90万人
- (注) リクルートワークス研究所「フリーランス調査」(2015年)における「フリーランス」の人数(約127万人)に事業所得者比率(※)を乗じて算出。
- 「フリーランス」とは、①個人事業主としての収入が主体、②誰も雇用していない、③農林水産業・小売業・飲食業・運送/包装業・土木/建設業以外、④実店舗を保有していない、という条件を満たす18歳以上の男女とされている。
- (※) 事業所得者比率とは、自営業主数(551万人)に占める事業所得者数(375万人)の割合(68.1%)をいう。

税負担の調整のあり方(イメージ)

○ 税負担の調整に当たっては、

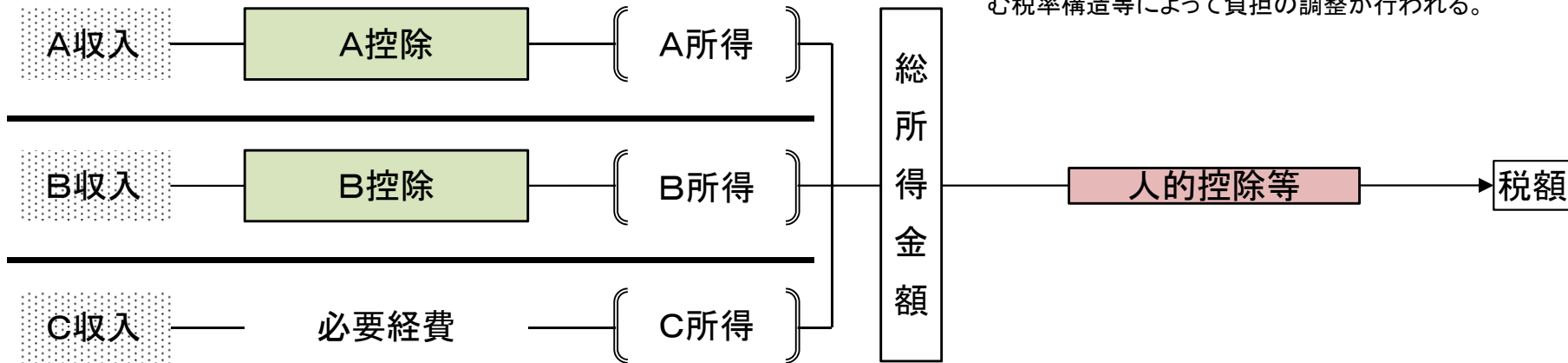
- ・ 各類型の所得の合算前に、働き方等に応じた所得の種類ごとの負担調整(所得計算上の控除)を行うことが主体となる場合と、
- ・ 合算後に、所得の種類と関係なく、家族構成などの人的な事情に配慮した負担調整(人的控除等)を行うことが主体となる場合が存在。



※ 所得控除のほか、税額控除や、ゼロ税率を含む税率構造等によって負担の調整が行われる。

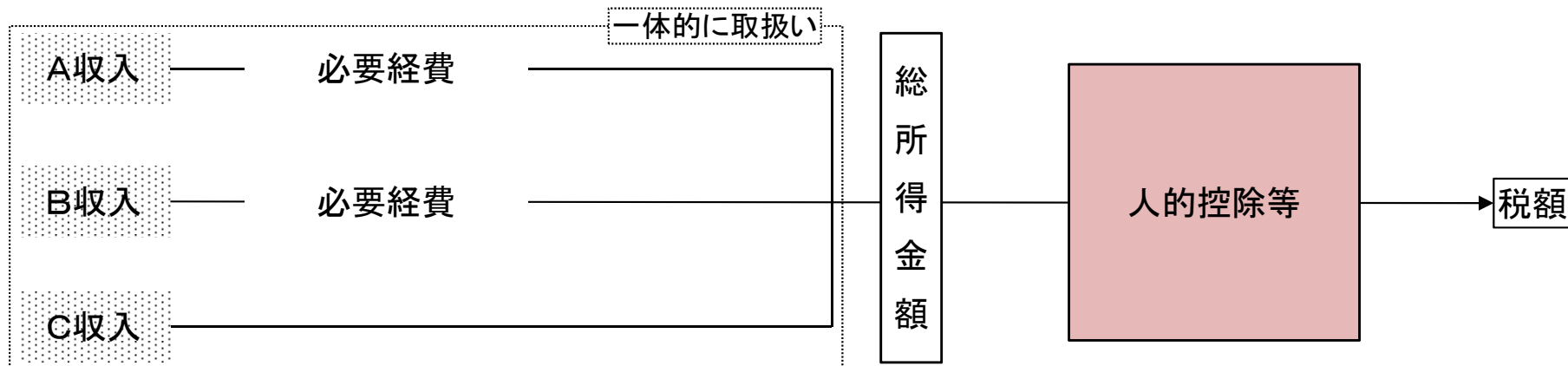
所得の種類ごとの負担調整が主体

○ 働き方や収入の稼得形態によって、税制上の取扱いが大きく異なる。



人的な事情による負担調整が主体

○ 働き方や収入の稼得形態に対して中立的。



就労形態等ごとの社会保障制度・税制の適用関係(イメージ)

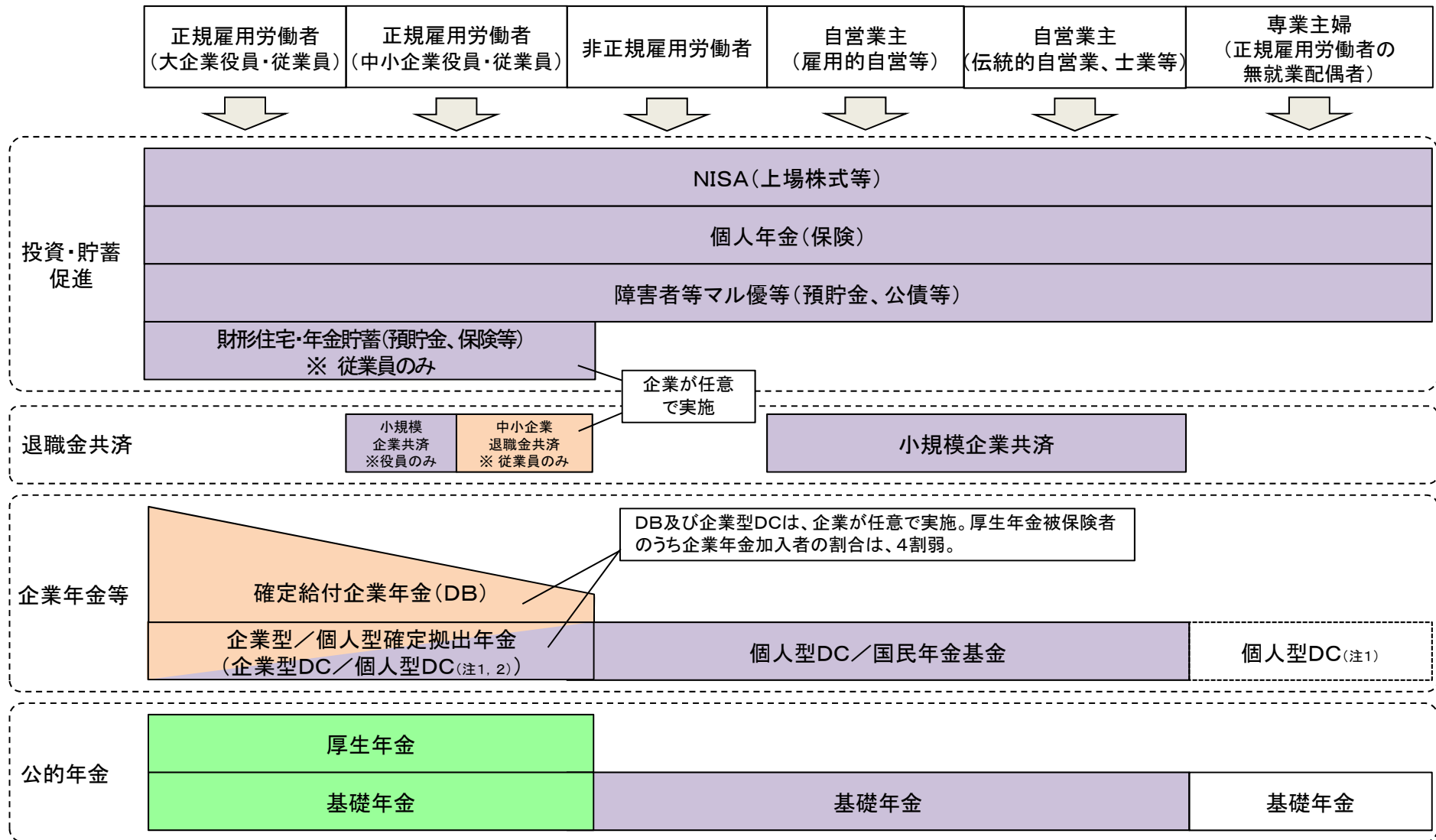
	正規雇用労働者 (大企業役員・従業員)	正規雇用労働者 (中小企業役員・従業員)	非正規雇用労働者	自営業主 (雇用的自営等)	自営業主 (伝統的自営業、土業等)	専業主婦 (正規雇用労働者の 無就業配偶者)
	↓	↓	↓	↓	↓	↓
公的医療 保険	健康保険組合・協会けんぽ			国民健康保険		健康保険組合・ 協会けんぽ
公的年金	基礎年金			基礎年金		基礎年金
	厚生年金					
雇用保険	雇用保険					
勤労性所得 に対する課税	給与所得課税			事業所得課税		

(凡例) 社会保障制度については、事業主拠出、本人拠出の別に応じて以下のとおり色分けしている。ただし、雇用保険のうち労災保険部分は全額事業主負担であることに留意。

事業主拠出・本人拠出(折半)	本人拠出	本人拠出なし
----------------	------	--------

(注) 週所定労働時間が正規雇用労働者の4分の3(週30時間)以上の場合、被用者保険(医療:健康保険組合・協会けんぽ、年金:厚生年金)の被保険者となる。なお、平成28年10月1日以降は、従業員501人以上の企業の従業員である等の一定の要件を満たした者の月額賃金(残業代や一時金等を含まない)が8.8万円以上(年収106万円以上)の場合、被用者保険の被保険者となる。また、週所定労働時間が正規雇用労働者の2分の1(週20時間)以上で、31日以上の雇用見込みがある場合、雇用保険の被保険者となる。

老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への主な支援措置の現状(イメージ)



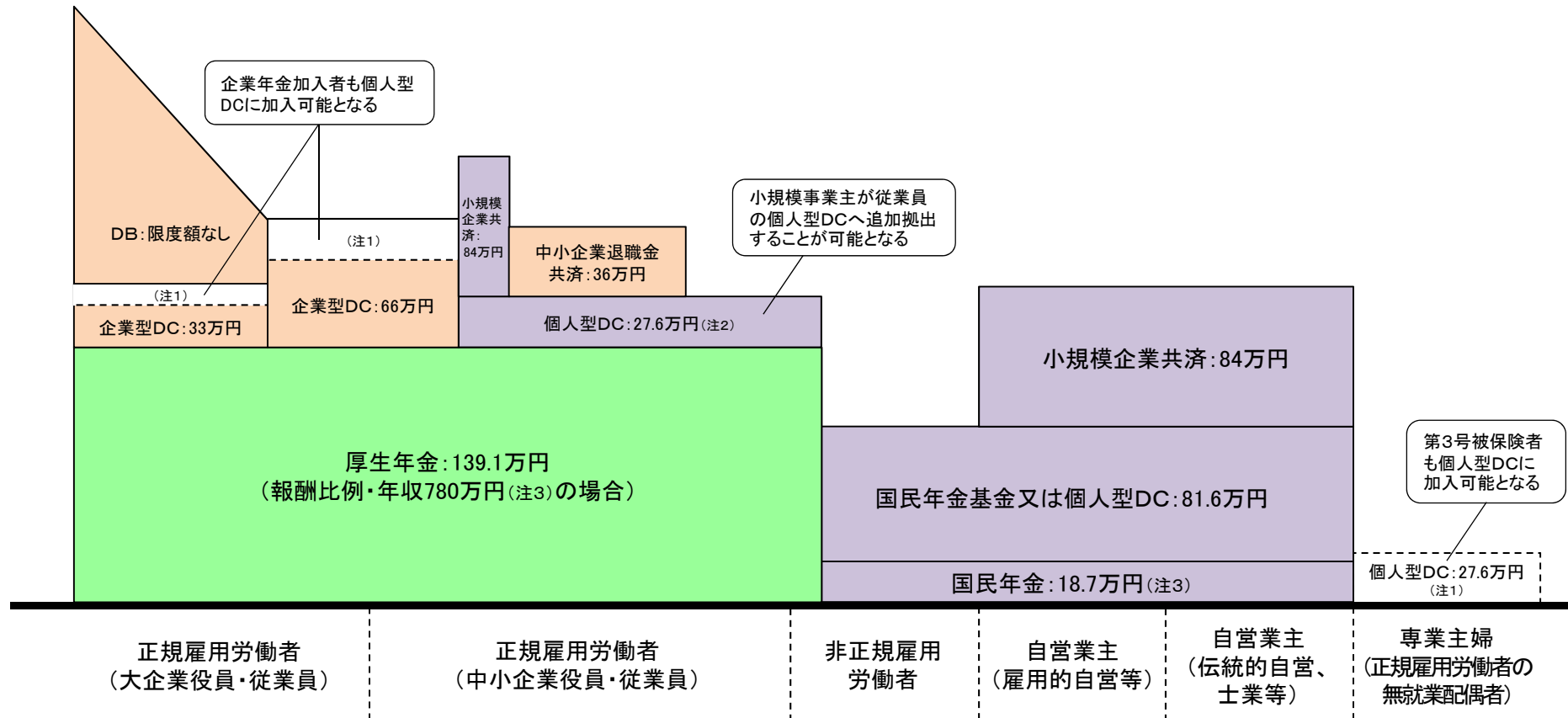
(凡例) 老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への支援について、税制上の措置が講じられている主なものを掲げた。色分けの分類は以下のとおり。

事業主が(主に)拠出するもの	事業主拠出・本人拠出(折半)	本人が(主に)拠出するもの	本人拠出なし
----------------	----------------	---------------	--------

(注1) 平成28年の確定拠出年金法改正により、企業年金加入者、公務員等共済加入者、第3号被保険者について個人型DCへ加入できることとされた(平成29年1月1日施行)。

(注2) 平成28年の確定拠出年金法改正により、企業年金の実施が困難な小規模事業主(従業員100人以下)については、従業員の個人型DCに係る拠出限度額の範囲内で事業主が追加拠出を行えることとされた(施行日は改正法の公布の日(平成28年6月3日)から2年以内で政令で定める日とされている。)

公的年金、企業年金、退職金共済等に係る年間拠出限度額の現状(イメージ)



(凡例) 老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への支援について、税制上の措置が講じられている主なものを掲げた。色分けの分類は以下のとおり。

事業主が(主に)拠出するもの	事業主拠出・本人拠出(折半)	本人が(主に)拠出するもの
----------------	----------------	---------------

(注1) 平成28年の確定拠出年金法改正により、企業年金加入者、公務員等共済加入者、第3号被保険者について個人型DCへ加入できることとされた(平成29年1月1日施行)。

(注2) 平成28年の確定拠出年金法改正により、企業年金の実施が困難な小規模事業主(従業員100人以下)については、従業員の個人型DCに係る拠出限度額の範囲内で事業主が追加拠出を行えることとされた(施行日は改正法の公布の日(平成28年6月3日)から2年以内で政令で定める日とされている。)

(注3) 大多数(概ね9割)の民間サラリーマンをカバーする標準給与として、企業型DCの拠出限度額を設定する際に用いられている額。なお、国民年金及び厚生年金の保険料については、平成27年度末時点の保険料・率を基にしている。